

## CFD 取引(DMM CFD)約款約款 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更箇所	新	旧
第4条 リスク及び自己責任の原則 (P.2)	<p>(1)～(5) (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先の破綻等による取引制限、または建玉及び預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(7) (現行通り)</u></p> <p><u>(8) 本取引に関連して発生するスワップポイントは、金利変更により変動する可能性があること。</u></p> <p><u>(9)～(10) (現行通り)</u></p>	<p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 本取引はお客様と当社の相対取引であり、当社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があること。</u></p> <p><u>(7) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及びその取引先の破綻等による取引制限、または建玉及び預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。</u></p> <p><u>(8) 本取引より生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取り扱われること</u></p> <p><u>(9) (省略)</u></p> <p>(新設)            ※新設にともない以下について繰り下がります。</p> <p><u>(10)～(11) (省略)</u></p>
第5条 口座の開設 (P.3)	<p>1 お客様は、本約款に定める店頭デリバティブ取引を行うことを目的として、当社所定の「<u>CFD 取引 (DMM CFD) 約款</u>」及び「<u>CFD 取引説明書 (DMM CFD) (契約締結前交付書面)</u>」、</p>	<p>1 お客様は、本約款に定める店頭デリバティブ取引を行うことを目的として、当社所定の「<u>店頭デリバティブ取引 (DMM CFD) 約款</u>」及び「<u>店頭デリバティブ取引(DMM CFD) 説明書</u>」</p>

	<p>その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手續等、当社所定の手續により店頭デリバティブ口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行なうものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p>	<p><u>（契約締結前交付書面）</u>」、その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手續等、当社所定の手續により店頭デリバティブ口座（以下「本口座」という）の開設の申込を行なうものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p>
<p>第6条 本取引の内容 (P.6)</p>	<p><u>1本取引はインターネットを通じて当社が管理するサーバー（以下「本サーバー」という。）にアクセスし、当社がサーバー上で提供する取引システム（以下「本取引システム」という。）を利用して行われることを原則としています。本サービスの利用において、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。その他通信手段による注文及びその変更・取消は、当社が別途認めた場合を除き受け付けないこととします。</u></p> <p><u>2お客様が当社と行う取引について不正又は禁止されている取引が行われた場合、当社は当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより、不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとし</u></p>	<p>（新設） ※新設に伴い以下条文について繰り下がります。</p> <p>（新設）</p>

	<p><u>ます。</u></p> <p><u>第7条～第10条</u>（現行通り）</p>	<p><u>第6条～第9条</u>（省略）</p>
<p>第11条 期限の利益の喪失 (P.8)</p>	<p>1（現行通り）</p> <p>2（1）～（3）（現行通り）</p> <p><u>（4）レート又はレート配信を操作する、若しくは本取引システムでは通常実行できないような取引を行う等、不正行為、不適切な取引を行ったと当社が認めたとき。</u></p> <p><u>（5）お客様と当社の取引について本取引システム以外からの取引があったとき。</u></p> <p><u>（6）</u>（現行通り）</p> <p><u>第12条</u>（現行通り）</p>	<p>1（省略）</p> <p>2（1）～（3）（省略）</p> <p>（新設） ※新設に伴い以下について繰り下がります。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（4）</u>（省略）</p> <p><u>第11条</u>（省略）</p>
<p>第13条 支払不能又は不能となる恐れがある場合等における本取引 (P.9)</p>	<p>1お客様が<u>第11条</u>第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済できるものとします。</p> <p>2（現行通り）</p> <p>3お客様が<u>第11条</u>第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から</p>	<p>1お客様が<u>第10条</u>第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡や、お客様の承諾を必要とすることなく、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引につき、それを決済するために必要な反対売買を行い、決済できるものとします。</p> <p>2（省略）</p> <p>3お客様が<u>第10条</u>第2項の各号のいずれかに該当したときで、当社から</p>

	<p>請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>4～5（現行通り）</p>	<p>請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の本口座を通じて行っているすべての本取引を決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。</p> <p>4～5（省略）</p>
<p>第14条 差引計算 (P.10)</p>	<p>1（現行通り）</p> <p>2 <u>第11条</u>及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3（現行通り）</p> <p><u>第15条～第18条</u>（現行通り）</p>	<p>1（省略）</p> <p>2 <u>第10条</u>及び前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり取引証拠金及び預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3（省略）</p> <p><u>第14条～第17条</u>（省略）</p>
<p>第19条 報告 (P.12)</p>	<p>お客様は、<u>第11条</u>第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第20条～第23条</u>（現行通り）</p>	<p>お客様は、<u>第10条</u>第1項及び第2項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直接書面をもってその旨を報告するものとします。</p> <p><u>第19条～第22条</u>（省略）</p>
<p>第24条 解約 (P.13)</p>	<p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が<u>第11条</u>に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1)～(2)（現行通り）</p> <p>(3) <u>第32条</u>に定める本約款の変更</p>	<p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が<u>第10条</u>に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) <u>第31条</u>に定める本約款の変更</p>

	<p>にお客様が同意しないとき。</p> <p>(省略)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、<u>第14条第3項及び第15条</u>に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3 (現行通り)</p> <p><u>第25条～第32条</u> (現行通り)</p>	<p>にお客様が同意しないとき。</p> <p>(省略)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、<u>第13条第3項及び第14条</u>に定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>第24条～第31条</u> (省略)</p>
最終行	平成22年4月1日	(追加)